

令和5年度青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、長引くエネルギー、食料品等の物価高騰等の影響を受けているトラック等運送事業を営む民間事業者に対し、当該年度の予算の範囲内で、青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援）（以下「支援金」という。）を交付し、トラック等運送事業の継続に資することを目的とする。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による許可を受けた一般貨物自動車運送事業を営む者、同法第35条第1項の規定による許可を受けた特定貨物自動車運送事業を営む者、又は同法第36条第1項の規定による届出をした貨物軽自動車運送事業を営む者（市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者に限る。以下「事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 令和元年12月末日までに納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人事業主にあつては、本店等がある市区町村の税を含む。以下同じ。）に未納の額がないこと。
- （2） 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、1交付対象者当たり令和5年12月1日時点において保有している次の各号に掲げる自動車（貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するための自動車をいい、被牽引車及び霊柩車を除く。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

- （1） 最大積載量10トン以上の自動車 自動車の台数に3万円を乗じて得た額と60万円とを比較していずれか低い額
- （2） 最大積載量2トン以上10トン未満の自動車 自動車の台数に2万円を乗じて得た額と40万円とを比較していずれか低い額
- （3） 最大積載量2トン未満の自動車 自動車の台数に1万5,000円を乗じて得た額と30万円とを比較していずれか低い額

2 前項に規定する自動車の台数は、市内に所在する本店又は支店若しくは営業所のものに限りとする。

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回に限る。

（支援金の交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年2月29日までに、令

和5年度青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 申請車両一覧表（様式第2号）
- （2） 交付の対象となる自動車の自動車検査証の写し
- （3） 令和4年分の確定申告書の写し、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に規定する事業実績報告書の写し等申請者の営業の実態を確認できる書類
- （4） 申請者の市税に係る納税証明書
- （5） 申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、支援金を交付することとした場合は、当該支援金の額を確定し、令和5年度青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援）交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（取扱方法）

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和6年1月11日から実施する。